

道の駅の整備に向けた調査検討業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

生駒市では、第6次生駒市総合計画において、「自分らしく輝けるステージ・生駒」を将来都市像として脱ベッドタウンを掲げ、「住む」「働く」「楽しむ」が融合したまちづくりを進めているところである。

こうした状況の中、本市においては、住宅都市として発展してきた経過から、商業集積や広域的な交流拠点がないため、産業の活性化、交流人口増加による経済規模の拡大、交流・滞在の場の創出等につながる道の駅の整備を検討することとなった。このため、多様な視点から本市のまちづくりにおける道の駅の役割を明確にするとともに、本市の状況や社会情勢を調査し、道の駅整備の可能性及び方向性を検討するための基礎調査を行うものである。

(2) 業務名

道の駅の整備に向けた調査検討業務

(3) 業務内容

別紙「道の駅の整備に向けた調査検討業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日～令和7年3月31日

2 業務に要する費用（予定価格）

4,103,000円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者）は、次に掲げる事項を全て満たす者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合を除く。
- (4) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市

との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和6年9月20日(金)15時まで(必着)
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式1)により、電子メールで提出すること。
提出先:kikaku@city.ikoma.lg.jp
※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日 令和6年9月25日(水)
- (4) 回答方法 生駒市ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

以下の(ア)～(シ)を提出すること。

ただし、本市の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書又は令和6年度物品・委託業務業者登録申請書を提出している者については、下記提出書類の内、(コ)～(シ)を省略することができる。

- (ア) 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2)
- (イ) 会社概要(様式3)
令和6年9月1日時点の内容で記載すること
- (ウ) 技術者の概要(様式4)
令和6年9月1日時点の内容で記載すること
- (エ) 業務実績調書(様式5)

過去5年間に国、地方公共団体等が発注した道の駅の整備に向けた調査検討業務又は基本

計画等策定業務、商業施設又はエリアマネジメント計画策定等業務の受託実績について記載すること。また、その業務実績の根拠となる契約書等及びその業務内容がわかる仕様書等の写しを添付すること。

(オ) 担当技術者調書、技術責任者の経歴及び実績等調書等（様式6・様式7）

担当技術者調書では、受託者は、本業務を実施するにあたり、総括管理を行うものとして技術責任者及び成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者をそれぞれ1名以上配置すること。なお、技術責任者及び照査技術者は、次の要件を全て満たすものとする。

①提案参加者の組織に所属していること。なお、参加申込以前3か月以上在籍していること。

②技術士（建設部門「都市及び地方計画」又は総合技術監理部門「建設—都市及び地方計画に限る。」）又はRCCM（「都市計画及び地方計画」）の資格を有する者。

また、以下の書類を添付すること。

・配置予定技術者が提案参加者の組織に3か月以上所属していることを証するものの写し

・配置予定技術者の資格（本業務に関するもの）証明書等の写し

技術責任者の経歴及び実績等調書では、本業務の技術責任者のプロフィール及びこれまでの業務経歴（技術責任者として従事した業務に限る。）を記載すること。

(カ) 再委託調書（様式8）※再委託をする場合のみ

他の企業等に当該業務の一部について再委託を実施する場合は、分担する業務、再委託先及び再委託することが必要な理由を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(キ) 企画提案書（任意様式）

別紙「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

(ク) 業務スケジュール表（任意様式）

A3版1ページとしてA4判に合うように折り込み、企画提案書にまとめて綴じること。

(ケ) 参考見積書（任意様式）

消費税及び地方消費税を抜いた金額と、消費税及び地方消費税10%を合計した金額が分かるように記載すること。なお、受託候補者に選定された場合の契約額を確約するものではない。

また、参考見積書の合計金額が「2. 業務に要する費用（予定価格）」を超えた場合は失格となるので、注意すること。

【本市の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書又は令和6年度物品・委託業務業者登録申請書を提出している者は、以下の書類は提出不要】

(コ) 誓約書（暴力団排除関係）（様式9）

(サ) 納税証明書（①生駒市に係る法人市民税、②納税証明書その3の3（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）（申請提出時前3か月以内のものに限る。写し可）

(シ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その

他の規約) (申請提出時前3カ月以内のものに限る。写し可)

(2) 必要部数

(ア) から (シ) まで・・・原本1部

※本市の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書又は令和6年度物品・委託業務業者登録申請書を提出している者は、(コ) から (シ) までの書類は提出不要とする。

(キ) 及び (ク)・・・コピー7部

(3) 作成要領

別紙「道の駅の整備に向けた調査検討業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」に従って作成すること。

(4) 提出期限等

① 提出期限 令和6年10月4日(金)15時まで(必着)

② 提出場所 生駒市役所経営企画部企画政策課

③ 提出方法 持参又は郵送によること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書を下記7①～⑧で示す評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査を実施できるものとします。

実施日：令和6年10月10日(木) 予定

(2) 第2次審査(書類審査及びヒアリング等による審査(以下、「ヒアリング等」))

第1次審査により選考された者に対し、企画提案について対面でのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施し、下記7①～⑧で示す評価基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定します。

実施日：令和6年10月15日(火) 予定

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、ヒアリング等を実施する旨を通知します。

②第2次審査

審査結果を書面により通知します。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の評価基準に基づき審査します。

審査項目		評価基準	配点
事業者	①-1 会社の業務実績	過去5年間における、国、地方公共団体等からの同種業務及び類似業務の元請受注実績 同種業務：道の駅の整備に向けた調査検討業務又は基本計画等策定業務 類似業務：商業施設又はエリアマネジメント計画策定等業務	5点
	①-2 技術責任者の業務実績	過去5年間における、国、地方公共団体等からの同種業務及び類似業務の業務実績 同種業務：道の駅の整備に向けた調査検討業務又は基本計画等策定業務 類似業務：商業施設又はエリアマネジメント計画策定等業務	5点
見積書	②見積金額	見積金額に関する評価	10点
企画提案書・ヒアリング	③市域等の現状把握と課題の整理	本市の道の駅整備によるメリット・デメリットの整理に向けた商圈・競合分析、全国成功事例の研究等の手法が適切に提案されているか。	10点
	④コンセプトの立案	③を踏まえた生駒市独自のブランディングコンセプトの立案に向けた手法や進め方が提案されているか。	20点
	⑤立地条件と規模の検討	立地の比較検討や総額事業費（概算）の算出において、事業化の判断に資するような手法及び進め方が具体的に提案されているか。	20点
	⑥施設整備と管理運営手法の検討	道の駅の整備手法及び管理運営方法についての検討手法が提案されているか。	20点
	⑦企画提案の明瞭度、実行度	企画提案書がわかりやすく説得力があり、説明や質問に対する回答が明確でわかりやすいか。 事業を実施できる体制、意欲など実行性が担保できるか。	20点
	⑧追加提案	検討するにあたり、仕様書に明記されている以外の優れた追加提案があり、本業務に相応しい内容であるか。	10点
	合計		120点

8 日程

公告	令和6年 9月17日（火）	公告
質問受付締切	令和6年 9月20日（金）	※15時まで
質問回答	令和6年 9月25日（水）	
企画提案書提出期限	令和6年10月 4日（金）	※15時まで
第1次審査	令和6年10月10日（木）	
第2次審査	令和6年10月15日（火）	
結果通知・契約締結・業務開始	令和6年10月中旬	

9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (5) 参考見積書の金額が、「2.業務に要する費用（予定価格）」を越えたもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないと同時に、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「業務実施体制各種調書」に記載した配置予定の技術責任者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

12 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所 経営企画部 企画政策課（担当 白川・高山）

住 所 〒630-0288 生駒市東新町8番38号

電話番号 0743-74-1111（内線4161）

電子メールアドレス kikaku@city.ikoma.lg.jp